

# 平成26年塩尻市議会9月定例会

## 総務環境委員会会議録

○日 時 平成26年9月8日（月） 午前10時00分

○場 所 全員協議会室

### ○審査事項

議案第2号 平成25年度塩尻市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第6号 平成25年度塩尻市国民健康保険榎川診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第7号 平成25年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第19号 字の区域の廃止について

議案第20号 塩尻情報プラザの指定管理者の指定について

議案第23号 平成26年度塩尻市一般会計補正予算（第2号）中 歳入全般、歳出2款総務費、4款衛生費、9款消防費、第2条地方債補正

議案第24号 平成26年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第26号 平成26年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

請願9月第1号 「手話言語法」制定を求める意見書に関する請願

請願9月第2号 集団的自衛権容認の閣議決定を撤回し、閣議決定にもとづく法整備等を行わないよう関係機関に意見書を提出することを求める請願

### ○出席委員・議員

委員長	古畑	秀夫	君	副委員長	横沢	英一	君
委員	山口	恵子	君	委員	森川	雄三	君
委員	青柳	充茂	君	委員	柴田	博	君
委員	塩原	政治	君	委員	中原	輝明	君
議長	五味	東条	君				

### ○欠席委員

なし

### ○説明のため出席した理事者・職員

省略

### ○説明のため出席した参考人

請願説明員	塩尻市聴覚障害者協会会長	森下	尚子	君
手話通訳士		岡本	たま	君

---

○議会事務局職員

事務局長 宮本 京子 君  
庶務係長 小澤 秀美 君

事務局次長 青木 隆之 君

---

午前9時59分 開会

○委員長 皆さんおはようございます。時間になりましたので、2日目の総務環境委員会、ただいまから始めさせていただきます。

---

議案第2号 平成25年度塩尻市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長 それでは、議案第2号平成25年度塩尻市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。説明を求めます。

○市民課長 それでは、国民健康保険事業特別会計の決算について御説明をさせていただきます。決算説明資料の101ページをごらんください。決算説明資料の101ページに国保特別会計の概要がございます。

説明資料の101ページになります。国保の加入被保険者数ですけれども、1万7,692人、人口に占める割合は26.1%でございます。世帯数については9,905世帯で、全世帯に対する加入率は37.7%となっております。

決算ですが、歳入決算額は73億5,303万円余でありまして、前年度対比では6.7%、4億6,221万円余の増となりました。歳入のうち、国民健康保険税は、税率改定等によりまして前年度対比7.6%増、16億2,570万円余、あと前期高齢者交付金ですけれども、前年度対比で12.8%増の19億5,726万円余などございました。歳出の決算額は70億2,078万円余でありまして、前年度対比では5.2%、3億4,394万円余の増となりました。歳出のうち保険給付費ですけれども、前年度対比で5.0%の増で、48億1,389万円余、後期高齢者支援金につきましては、前年度対比で3.8%増の9億427万円余、介護納付金につきましては、前年度対比で3.3%増の3億6,898万円余という内容でございました。歳入歳出の差引額につきましては3億3,225万2,123円で、これを翌年度へ繰り越したものでございます。

それでは、事項別明細のほうの説明で歳出から御説明しますので、決算書の280、281ページをお願いいたします。まず、1款1項1目の一般管理費ですけれども、右のページの備考欄、2つ目の白丸、国保事務諸経費でございますけれども、主なものにつきましては、下から6つ目の黒ボツの電算化共同処理事務委託料268万円余と、その2つ下の黒ボツ、レセプト点検業務委託料の207万円余で、いずれも長野県国保連合会へ委託料としてお支払いしたものでございます。

次の2目連合会負担金につきましては、長野県国保連合会へのそれぞれ負担金でございます。

2項1目賦課徴収費では、備考欄2つ目の白丸の賦課徴収事務諸経費でございますが、主なものは、下から4つ目と3つ目の税情報等システムの保守委託料と使用料が主なものとなっております。

それでは次のページ、282、283ページをお願いいたします。2款1項療養諸費でございますけれども、

療養諸費につきましては一般被保険者分と退職被保険者分にまず分かれまして、さらにそれぞれが、入院、外来、調剤などの療養給付費、それと、柔道整復、コルセットなどの治療用補装具、針、あんまなどの療養費に分かれておりまして、全部で4つの目となっております。一番上からですけれども、1目の一般被保険者療養給付費につきましては22万9,295件で、37億4,900万円余でございます。2目の退職被保険者療養給付費は2万4,931件で、4億400万円余でございます。3目一般被保険者療養費は7,006件で、4,600万円余、4目の退職被保険者療養費は702件で、470万円余という結果でございました。

決算説明資料の106ページをあわせてごらんいただきたいと思います。決算説明資料の106ページに給付費の年度別の推移の状況がございます。療養給付費につきましては、前年度対比で5.0%、1億9,700万円余増、療養費につきましては、前年度対比で2.8%、150万円余の減ということでございますが、高額療養費と合わせました合計でいきますと、この表の右下になりますけれども、5.1%の増ということでございました。

それでは、決算書にお戻りいただきまして、同じく282、283ページの真ん中から少し下の5目審査支払手数料でございますけれども、これにつきましては、レセプト審査の手数料として国保連合会へ支出した手数料でございます。

次、2項の高額療養費につきましては、1カ月の窓口の負担金額が、世帯の所得などに応じまして限度額を超えた場合にお支払いしているもので、1目の一般被保険者分は2,347件で、4億8,200万円余。2目の退職被保険者分は154件で、6,800万円余という支出でございます。

次、3目と、次のページの4目、高額医療・高額介護合算療養費につきましては、医療費と介護サービス費の1年間の自己負担額が限度額を超えた場合にお支払いするもので、3目の一般被保険者分は12件で41万円余。次のページになりますけれども、4目の退職被保険者分につきましては2件で20万円余という支出でございます。

次、4項の出産育児諸費でございますけれども、これにつきましては、出産育児一時金を合計で91件、3,700万円余を支出しております。また、5項の葬祭諸費につきましては、葬祭費を105件、525万円支給をいたしました。

次に、3款1項1目の後期高齢者支援金につきましては、後期高齢者医療制度の医療費の約40%を74歳以下の被保険者の保険税から支援するもので、9億420万円余を支出しております。

それでは次に、286、287ページをお願いいたします。6款1項1目の介護給付費ですけれども、こちらにつきましては、40歳から64歳までの被保険者の保険税で介護給付費の約30%負担するというもので、3億6,800万円余を納付しております。

7款1項1目の高額医療費拠出金ですけれども、こちらは、国保連合会が事業主体となりまして、保険者である各市町村の拠出金により県単位で財政調整を行っている制度でございます。備考欄の1つ目の黒ボツ、高額医療費拠出金につきましては、1件80万円を超える医療費を対象に支出しておりますし、2つ目の黒ボツ、保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、1件30万円を超えて80万円までの医療費を対象に拠出を行っております。拠出金につきましては、合わせて6億9,000万円余を拠出しております。私からは、一旦以上です。

○健康づくり課長 次に、8款保険事業費のうちの1目特定保健審査等事業費でございますけれども、備考欄の白丸、特定健康診査等事業諸経費でございますが、こちらにつきましては、高齢者の医療の確保に関する法律によりまして、医療保険者は、生活習慣病の早期発見を目的としました特定健康診査、あるいは、それに基づいた特定保健指導の実施を義務づけられ、それに基づいて行っているものであります。この特定健康診査事業につきましては、国の基準では40歳から74歳までの加入者を対象として実施しているところでありまして、本市におきましては、若い世代からの生活習慣病の予防対策を進めるために30歳以上に拡大をしておりますが、特に25年度からはですね、対象者20歳と25歳を追加をし、また、従来、前年度の結果により必要とされていたもの、あるいは、任意のオプションでありました心電図、それから医師判断によっていた貧血検査を必須項目として内容を充実をさせ実施をしたものでございます。この中の黒ポツ7番目の黒ポツ、特定健康診査委託料3,934万円余が健康づくり事業団と塩筑医師会に委託をし実施をしているもので、前年度より約500万円ほど増額となっておりますのは、今の充実させた内容によるものが主な理由でございます。私からは以上です。

○市民課長 それでは、ページをめくっていただきまして288、289ページをお願いいたします。2目の疾病予防費ですけれども、こちらは人間ドックの補助といたしまして569件、852万円を補助をさせていただきました。

1つ飛びまして10款1項3目の償還金ですけれども、下から2段目ですが償還金ですけれども、退職被保険者等の療養給付費交付金及び療養給付費の国庫支出金などの精算に伴う償還金となっております。

次に、ページ290、291ページをお願いいたします。一番最後の12款1項1目の財政調整基金積立金につきましては、国保財政安定のために元金1億円を積み立てたものでございます。歳出の説明は以上になります。

次に歳入の御説明をいたしますので、決算書は270、271ページにお戻りをいただきたいと思っております。1款の国民健康保険税ですけれども、収入済額は、前年度対比で7.6%、1億1,500万円余増の16億2,500万円余ということになりました。収納率につきましては、前年度対比で、現年度分が0.22ポイント減の92.14%、過年度分は2.05ポイント増の17.64%、合計では1.86ポイント増の74.45%となっております。決算説明資料の105ページに収納率等の過去5年間の年度推移がございます。決算説明資料の105ページに過去5年間の年度推移がございますけれども、25年度分の現年度分につきましては前年より若干減りましたけれども、合計の収納率で見ますと、過去5年間の中では高い収納率というふうになっているところでございます。

それでは、決算書に戻っていただきまして、272、273ページをお願いいたします。次、3款ですけれども、1項1目の療養給付費等負担金につきましては、国が公費負担として100分の32を負担していただいているもので、備考欄1つ目の黒ポツの一般被保険者の医療給付費に対しまして7億1,600万円余、後期高齢者支援金に対しまして2億6000万円余、介護納付金に対しまして1億1,700万円余が交付されたものでございます。

2目の高額医療費共同事業負担金につきましては、国が4分の1を負担するもので、3,500万円余が交付されております。

また、3目の特定健康診査等負担金につきましては、3分の1の負担ということで、890万円余がそれぞれ交付されております。

2項1目財政調整交付金ですけれども、備考欄1つ目の黒ポツの普通調整交付金につきましては、一般被保険者の医療給付費や後期高齢者支援金などに対しまして7%が交付されるもので、2億6,200万円余。次の黒ポツの特別調整交付金につきましては、被保険者の年齢構成や所得水準など、保険者の責任によらない特殊事情など、そこに記載のとおりの内訳によりましてそれぞれ2%が交付されるもので、合計で7,000万円余が交付されております。

それでは、次のページ274、275ページをお願いいたします。4款1項1目の療養給付費等交付金につきましては、退職被保険者等の療養給付費に対して社会保険診療報酬支払基金から、過年度分を合わせまして5億5,900万円余が交付されたものでございます。

5款1項1目の前期高齢者交付金につきましては、65歳から74歳までの前期高齢者の医療費などに応じまして社会保険診療報酬支払基金から19億5,700万円余が交付されたものでございます。

次に6款ですけれども、1項の県負担金につきましては、先ほど国庫負担金と同様に高額医療費共同事業負担金は4分の1、特定健診の分は3分の1、それぞれ県が負担したものでございます。

2項1目の財政調整交付金につきましても、先ほどの国庫補助と同様ですけれども、普通調整交付金につきましては8%、特別調整交付金につきましては1%ということで、普通調整交付金が2億6,700万円余、特別調整交付金が2,400万円余交付されたものでございます。

このページの一番下から、7款共同事業交付金になりますけれども、次のページにかけてでございますけれども、歳出のところでも御説明しましたけれども、国保連合会が事業主体となりまして県単位で財政調整を行っている制度で、こちらはいただいた分ですけれども、高額医療費共同事業で1億3,700万円余、保険財政共同安定化事業で5億7,300万円余を交付されております。

次に、8款1項1目の一般会計繰入金ですけれども、1節の保険基盤安定繰入金から5節までの財政安定化支援事業繰入金につきましては、ルールに基づきまして一般会計からそれぞれ繰り入れをいただいたものでございます。6節のその他一般会計繰入金につきましては、特定健診事業に対するものと、国保事業財政安定化指針に基づく財政支援の1億3,500万円を繰り入れていただいたものでございます。国保特別会計の決算についての説明は、以上になります。よろしくをお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。それでは、質疑を行います。委員の皆さん、ございましたらお願いします。

○柴田博委員 医療給付費のところですが、説明資料の106ページの表で、前年度費合計で5.1%増ということなんですけれども、その数字についてはどのような評価をされているかということと、あとわかれば、他市がどれくらいで推移してきたか、その辺についてお願いします。

○市民課長 医療給付費につきましては、その表でもわかるように、前年度24年度のときには若干伸びが抑えられていたわけですが、25年度につきましては、2年前、3年前と同じような伸びを示しているところでありまして、24年度に策定しました指針におきましても4%前後の伸び率ということで収支見通しをしておりましたので、これにつきましては若干、見通しよりも多い伸び率ということになっております。なお、医療費の抑制と言いますか適正化につきましては、健診事業等で早期の発見、早期治療等によりまして医療費を削減したいということでやっておりますし、あと、ジェネリック医薬品の利用につきましても呼びかけておまして、医療費の削減に努めていきたいと考えています。なお、県下の医療費の状況につきましては、済みません、県下

の状況につきましては係長のほうから説明させていただきます。

○**国保年金係長** 国保係長の増田です。1人あたり医療費のですね、速報値を見ながらのお話になりますけども、全市町村においてはですね、やはり前年対比で増加傾向にあるというところになりますけど、19市中、前年比マイナス、少なかったというところにおいては、25年度の速報値で言いますと、小諸市、岡谷市が前年対比がマイナスと。ほかにつきましては前年比増を推移しておりまして、私の手元資料でいきますと、塩尻市については4.55%前年比増というところになっておりますが、とりたてて高いというあたりではなくてですね、私、今この数値を見る限りでは、おおむね5%あたりを推移しているというふうに見ております。

○**柴田博委員** 予測では4%くらいだと思っていたのが5.1%ということですけど、ほぼ1%は高いけど、ほぼ予測どおりと考えていいってということですか。

○**市民課長** 予測では、収支見通しでは4%程度ということで見えておりましたけども、5%に抑えられましたので、これは想定範囲内ではないかと考えております。

○**柴田博委員** 違うところでもう1点。決算書の287ページの下のほうの特定健康診査ですけども、今年度から20歳と25歳を改めて加えたということですが、20歳、25歳のそれぞれの加入者数と、そのうち何人ぐらいが実際に診査を受けたのか、その辺がわかたらお願いします。

○**健康づくり課長** 国民健康保険に入っている20歳と25歳の対象者ですけども、229人でございます。そのうち、受診者数は11人で、受診率は4.8%ございました。

○**柴田博委員** その評価についてはどうですか。また、続けてやるのか、もう少ないからやめるのか、その辺はどうですか。

○**健康づくり課長** 確かに受診率はですね、全体として速報値で41.2%という中でいけば、若年層は割合が低いのは全般に言えることでございます。20歳、25歳に限らず、30歳から39歳におきましても18.4%と20%を切っている状態で、年代が上がるごとに受診率は上がっていくということでございます。ただ、私ども、できるだけ青年層のうちからですね、関心を持っていただいて受診を高めていただくことが、今現在、透析患者さんにおきましても30代で数人くらい見受けられる、3人くらい25年度で見受けられるというようなことから言いますと、若いうちから関心を持っていただくということで引き続き実施をしまいたい、そのように考えております。

○**山口恵子委員** 今の件、関連なんですけれど、若い方にしっかり受診をする、健診をしていただくっていう政策的はとてもいいことだと思っているんですね。今回は初めての試みだったので、受診率も多少は低かったかなと思いますけれど、今後、この政策をさらに生かしていく必要があると思いますので、若い方へのこういった健診をやりますよという周知というか、連絡方法に工夫をしていくことが必要かなと思いますけど、その点はいかがお考えですか。

○**健康づくり課長** 御指摘のとおりでございまして、いかに若い方、あるいは、比較的若い30代、40代も含めまして関心を高めていただくことが必要と思っております。それについては、また広報などかホームページに限らずですね、新聞なども通じましてですね、さまざまな機会で皆さんの関心を高めてまいりたいと思っておりますし、一層の工夫をしまいたいと、そういうふう思っております。

○**山口恵子委員** 済みません、ちょっと細かいことになりますが、対象者のうちですね、20歳っていうと県外

に、住民票はこちらで県外に学生さんとか就職とかで行かれています方も中にはいるのかなと思いますが、そういった方たちはどういうふうに対応されていますか。

○健康づくり課長 対象者の方にはですね、郵送で御案内をしているところではございますけれども、実際に受診をするかどうかというのは、なかなか難しいところがあるかと思えます。

○山口恵子委員 初年度の取り組みとして課題も幾つか見えてきたかなと思いますので、ぜひ積極的にやっていたらいいかなと思います。それと、もう1ついいですか。これ、いきなり20歳になりましたので健診してくださいよというのではなく、もうちょっと小さいうちから健診の必要性とか、健康教育なども含めて健診の必要性もしっかり訴えていきながら、塩尻市ではこういうふうにしてますっていうことも、もうちょっと若いうちからしっかりそういった教育も必要じゃないかなと思いますが、学校教育とか教育委員会のほうの関係とも連携をしっかり深めていっていただきたいと思いますが、いかがですか。

○健康づくり課長 私どもも、御指摘のとおりだと思いますので、また中学世代とかそういったところの皆さんに対して健診の重要性、あるいは、自分の体は自分のものだというふうに考えて守っていくということについては、また教育総務課などとも協議をしながらですね、意識を高めていくっていうことは、また検討してまいりたいと考えております。

○委員長 いいですか、ほかに。

○副委員長 歳入の関係でちょっとお聞きしたいんですが、270、271ページをお願いしたいと思いますが、国民健康保険税の関係で不納欠損額とですね、収入未済額、ものすごく多いわけですが、原因とかですね、どんな対策をしているのか、努力していただいている、特にこの不納欠損も含めてですね、そこら辺をまずお聞きしたいと思います。

○収納課長 国民健康保険税は、現年度の収納率は92.14%で3年間向上して、また収入未済額は5億1,300万円余と4年間減少してはきています。しかしながら、副委員長さんおっしゃるように、その額とかですね、ということに對しましては、国保加入者の方は所得が少ない世帯も比較的多いため、収納率、現年度のですね、収納率が例えば市税の98.82%に比べますと6.7ポイントほど下回っている状況もあります。こうしたことから、収入未済額の累計も一般会計より9,700万円ほど上回っている状況です。これに對しましては、平成25年度からはですね、特に財産がある方につきましては差し押さえ等を強化して、その一方で、生活に困っている方に対しましては徴収停止等の適切な措置を講ずることに重点を置いております。こうした未納者の状況をですね、早く見きわめることで、未納が長期にわたらないようにし、また、未納の解消に努めてまいりたいと思っております。

○副委員長 やはりですね、これだけ未済金がふえるということになりますと、いろいろ事情はあるにしてもですね、会計がこれから立ち行かなくなることも考えられるわけですが、公平公正の面から言ってもですね、やっぱりそこら辺、疑問になってくるような気がします。何とかあれすれば、何とかなるわということの体制になってきてしまいますとですね、そういう雰囲気になると、やっぱり、ますますふえていくというようなことも考えられますので、ぜひ、今お話があったようなことを対応していただきたいと思いますが、それで、今ですね、滞納整理の中で不納欠損や何か努力されているということだったんですが、現実問題としてですね、どのくらい解消したと、こういう努力して、こういうふうやって解消しましたよというような具体例があったら、

ちょっとお話しただけませんか。

○**収納課長** 係長のほうから、回答いたします。

○**滞納整理係長** それでは、私のほうからは、今、課長からありました差し押さえと、あともう1つ不納欠損につながる執行停止ですね、この2つに強化をしているということの具体的な数値としまして平成24年度と25年度の2カ年の比較で申し上げたいと思います。まず、差し押さえについてでございますが、平成24年度の国保税の差し押さえ件数が213件。それに対しまして、平成25年度は312件で、99件ふえております。差し押さえの税額としては、24年度が6,700万円余、25年度が7,500万円余でございますので、おおむね800万円ほどの増でございます。それから、今のは差し押さえの例でございますが、実際にその先の処分ですね、取り立て処分の関係でございますけれども、24年度の国保税につきましては1,400万円余の取り立て額、25年度が1,500万円余、約100万円増ということで、取るほうにつきましてはそんなような形になっております。

それから、監査委員さんからも指摘がありましたとおり、滞納が増加する前に早期の着手をして策を講じるということで、特に25年度につきましては、執行停止に、どうしても職員が取るほうに力を入れて落とすほう、なんとかこう粘って、その結果、時効がふえていくってことが多かったわけですが、執行停止にも目を向けまして、24年度の1年間の執行停止、24年度につきましては122名に対しておおむね2,000万円の執行停止をかけた。25年度につきましては317名に対して4,800万円の執行停止をかけておりまして、ちょっと専門的な言葉になってしまうんですが、今の差し押さえと執行停止、この2つを合わせて滞納整理率という言葉を使っているんですが、とにかくこの滞納整理率を高める以外に国保税の滞納を縮減する手立てはないということで、ここ4年間、滞納額縮減に転じてますけれども、今後もこの方向で進めてまいりたいと考えております。以上です。

○**副委員長** ありがとうございます。私ども、口で言うのは楽なんですけど、本当、担当者の皆さんにしてみればですね、大変だと思います。ぜひ工夫していただいてですね、頑張ってくださいたいと、こんなふうに思います。よろしく願います。

○**森川雄三委員** 281ページの一般管理費で、嘱託員が今年度1人になるんだが、去年は3人で、去年の説明では、2人はいわゆる医療事務資格のある方だと。約3名で700万円くらいですか。ことしは1名で200万円。この2名はどこに行っちゃったのか、どういう。

○**市民課長** 一昨年度までは、医療事務の知識を持った方に嘱託員でお願いしまして、レセプトの点検業務をその方にやっていただいておりますけれども、昨年度からは、その事務を国保連合会に委託するという形に変わりましたので、嘱託員は減ということでございます。以上です。

○**森川雄三委員** それじゃあ、いいね。問題ないね。はい、いいです。

○**柴田博委員** 基金の件ですけれども、当初からできたら1億円ぐらい基金に積みたいということで、そのとおりになったんですが、その基金を1億円積んだ残りとして繰越金が3億3,000万円ぐらいあるということなんですけれども、基金をもう少しふやしてもよかったんじゃないかなという気もするんですけど、その辺については検討等はされていないのでしょうか。

○**市民課長** 財政の指針の中ですね、一応25年度については1億円程度を積みたいということでありました



ので、昨年度につきましては1億円を積みさせていただきました。今年度につきましては、また後の補正予算のほうでお話をさせていただきますけれども、今後の財政安定化のためにさらに基金の積み増しをさせていただきたいというふうに考えております。以上です。

○柴田博委員 基金が1億円で、あと翌年度に繰り越すのが3億3,000万円あるわけですが、合計すると4億3,000万円ということですが、その基金に1億円ある分と、翌年度に繰り越した分は使い道というのは、基金が必要な場合には取り崩して使えるとは思いますが、何か違ってるところあるのでしょうか。

○市民課長 基金につきましては、医療給付費等の予想外の増額等があった場合につきましては、そちらから取り崩して使うということが想定されております。ただ、繰越金ということになりますと、一般の財源というような形でそれぞれの財源に充てられるということになります。以上です。

○柴田博委員 そうすると、使い道はちょっと違うけれども、その合計額が次年度に前年度分からの繰り越して言うかどうかかわからないけれども、余裕分として使えるということ、そういう解釈でいいわけですね。

○市民課長 そういうことでございます。

○森川雄三委員 さっきのね、特定健診のやつなんだが、今年度から20歳、25歳を対象にしたって言うんだけれども、決してそれは充実したとは言えんよね、11人ばかふえたってだけで。全体で見たって5,100人で、去年が5,067人なんだよね。だで、ここで若い人が11人。その医療費の関係とどういう整合を持たせていっていかっていつとこだが、その点はいかが。

○健康づくり課長 確かに受診者の人数の増加については、そのとおりでございます。充実した内容といたしましては、その20歳、25歳に拡大したのと同時にですね、それから、心電図と貧血検査の拡大を、診療項目で必須項目で実施をしたということでございますけれども。医療費との関連でいきますと、まず若年層から健診を促す、30代も含めて健診を促すということによって、1つは、塩尻市の医療費の多くを占めている虚血性心疾患でありますとか脳血管疾患、それについて早期から対応するということになります。早期から対応ができますとですね、虚血性心疾患あるいは脳血管疾患によりますと、医療費との関連でいきますと、脳梗塞なんかの場合には、入院するとお一人当たり93万円くらいの費用がかかる、そういったこととかですね、あるいは、糖尿病が悪化して透析をお受けになる、そうしますと、年間530万円くらいの医療費がかかる。それで、若年層の透析患者も増加をしているということを考えていきますと、若年期から少しでも受診をしていただくと必要があるということが1点。それから、診査項目をふやしたということに関しますと、心電図の検査によって虚血性心疾患の早期の発見、早期治療につながるという意味で、それも心筋梗塞などについての虚血性心疾患の早期発見につながるということで考えてまいりますと、実際にそういった方が入院したときにかかる費用を考えますと、意義があることというふうに考えて実施しております。

○森川雄三委員 後の医療費のことを考えると、それはいいかもしれないし、また、市の売りとしてもね、1つとしてはあるのかもしれない。ただ、1点としてね、一般に若いうちからそうやって健診していくと、お医者さんの薬づけにあっちゃうというような批判もね、聞いたこともあるんだよね。そこら辺もしっかりと注意しながらやらんと、やっぱりお医者さんもお客さん1人確保するということは大きなことだもんで、そこら辺もそれを批判しちゃいけないかもしんないがね、予防のためには。そういった点もやっぱりちょっと気をつけていかなきゃいけないじゃないかな。事業自身がいけないと言ってるわけじゃございませんけれども、その点も1つ考慮に入れて

しっかりと考えていただきたいなど、こう思いますので、よろしく願います。以上、いいです、返事は。

○山口恵子委員 高額療養費についてお聞きしたいんですけど、この説明資料によりますと、平成21年度から25年度までの間に金額がかなり増加してきていまして、この内訳ですけれど、医療も高度化してきているのでいい治療も受けられるようになったということもあるかと思いますが、年齢層が若年化してきて、なおかつ人口がふえてきたというような理解でよろしいですか。

○市民課長 分析といたしましては、委員おっしゃられたように医療の高度化とですね、あと、高齢化によりまして入院等につきまして期間が若干長くなっているというようなことが要因ではないかというふうに分析しております。

○山口恵子委員 先ほど、30代の方も中にはいらっしゃるということですが、人口、利用者の年齢を見ますと、高齢者のほうがかなりやはり占めているということになりますと、高齢者の健康管理も引き続ききちんとやっていただく必要があるかと思いますが、その点はどのような対策をとっているかお聞きしたいと思います。

○健康づくり課長 高齢者の健康対策ということになりますと、先ほどの健診の特定健診による健診によってまず危険性に気づいていただくというのが一番早道じゃないかというふうに考えて、その部分を実施しております。

○委員長 ほかにございますか。

1つお聞きしたいんですが、決算説明資料の104ページで国保の加入世帯数、今後かなりの速度で伸びていくのか、どういう予想をしているかちょっとお聞きしたいと思います。

○市民課長 加入世帯につきましては、一応、離職等に伴いましてふえてる傾向にありますけれども、最近、一般的に言われているのは景気が回復傾向にあるということですので、このような伸びはしばらくはないんじゃないかというふうに考えております。

○委員長 いわゆる団塊の世代が退職をしていわゆる国保へというようなことでふえるというのは、そんなにはないという理解ですか。

○市民課長 その部分につきましては、年齢によりましてふえるということは想定しております。

○委員長 ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ありませんか。

それでは、これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第2号平成25年度塩尻市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第2号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

## 議案第6号 平成25年度塩尻市国民健康保険榑川診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長 議案第6号平成25年度塩尻市国民健康保険榑川診療所事業特別会計歳入歳出決算認定についての議題といたします。説明を求めます。

○健康づくり課長 それでは、決算書347ページをお願いいたします。決算説明資料は119ページをお願いいたします。119ページ、決算説明資料におきまして概要についてまず御説明をいたします。

国民健康保険榑川診療所事業特別会計の概要、決算説明資料119ページでございますけれども、まず1番目の白丸、年間患者数延べ人数は前年度比1%増の1万993名、診療日数は213日、1日平均患者数は52名でございました。

2番目の白丸、歳入決算額につきましては前年度比5%増、8,528万円余でございます。3番目の白丸、歳出決算額は前年度比5.2%増、8,498万円余でございました。一番下の白丸でございますが、歳入歳出差引額29万7,759円を翌年度に繰り越したものでございます。

続きまして、事項別明細書で歳出から御説明をいたします。356、357ページをお願いいたします。357ページ、1款総務費1項総務管理費1目一般管理費の2番目の白丸、一般管理費管理事務費でございますけれども、通常の施設の管理に係る経費でございます。このうち、備考欄下から3番目の黒ボツ、電柱新設工事とありますのは、老朽化をしました電柱を移転、新設したものでございます。

それから、次に2款医業費1項医業事業費1目医業事業費でございますけれども、このうちの1つ目の白丸、嘱託員報酬につきましては、医師、看護師等医療職の嘱託員報酬でございます。

それから、3番目の白丸、医業事業事務費でございますけれども、特に前年度と大きく変わるものにつきましては、359ページをお願いいたします。359ページの2つ目の黒ボツ、備品修繕料のX線透視撮影装置修理代619万円余が前年度と大きく変わるものでございます。他につきましては、おおむね前年度とそんなに大きな違いはございません。

では、歳入について352ページをお願いいたします。352、353ページでございますけれども、1款診療収入1項外来収入の1目の国民健康保険診療報酬収入から3目後期高齢者医療診療費収入、それぞれの医療保険に関しましての医療収入ということでございます。

それから、繰入金。主なものにつきましては、次のページに行ってくださいまして355ページ、一般会計繰入金1,144万6,000円余の繰り入れを国民健康保険事業会計から繰り入れたものでございます。

それから、6款市債のうち1目病院事業債、過疎対策事業債610万円につきましては、先ほどのX線透視撮影修理619万円に係るもので、全体としましてはほぼ前年度並みの運営ができたものでございます。なお、本年度から、管理運営は医療法人敬仁会による指定管理に移行しております。私からは以上でございます。

○委員長 それでは、委員の皆さんから質疑を受けたいと思います。ありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

○副委員長 今度は指定管理者制度になったわけでございますが、何か特にですね、こういうところが変わってよかったと住民の皆さんがですね、評価されているようなこと、こんなところは逆にいけないとか、そんなようなことは聞いておられますでしょうか。

○健康づくり課長 本年度から医療法人による指定管理になったことによりまして、医療のスタッフについてはですね、基本的には河原先生、あるいは看護師等については変わっておりませんが、一番大きく変わりましたのは、6月からですね、新たに整形外科の医師が木曜日の午前中に診療するようになって、診療科目が、その部分は診療科目として充実したということと、それからもう1つ、送迎がですね、行われる。医療法人によって実施されることによりまして、利用者からはですね、送迎については非常に好評を得ている、そういうように聞いております。

○副委員長 ありがとうございます。

○委員長 ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、質疑を打ち切りまして、自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第6号平成25年度塩尻市国民健康保険榑川診療所事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第6号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

---

#### 議案第7号 平成25年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長 次に、議案第7号平成25年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。説明を求めます。

○市民課長 それでは、後期高齢者医療特別会計の決算の説明をさせていただきます。決算説明資料の121ページをお願いいたします。説明資料のほうの121ページに決算の概要がございます。加入の被保険者数につきましては8,772人、前年度対比では0.4%、31人の増ということでございます。決算の状況ですが、歳入の決算額は6億906万円余で、前年度対比1.6%、978万円余の増となっております。歳入のうち、保険料が前年度対比0.5%増の4億8,300万円余でございました。

次に、歳出の決算額ですが、5億9,310万円余ということで、前年度対比1.8%、1,036万円余の増となっております。歳出のうち、保険料など広域連合への納付金が前年度対比で1.4%増、5億8,460万円余ということになっております。歳入歳出差引額につきましては1,595万8,761円で、これを翌年度に繰り越しをしております。

それでは、事項別の明細の説明をいたしますので、決算書の370、371ページをお願いいたします。決算書の370ページ、1款の総務費でございますけれども、こちらにつきましては、嘱託員の人件費などの1目の一般管理費、それから税情報等システム使用料などが入ります2目の徴収費が、それぞれ総務管理費となっております。

次、2款1項1目の広域連合納付金ですけれども、収入をいたしました保険料4億8,400万円余と、一般

会計から繰り入れました保険基盤安定納付金の1億54万円余を広域連合へ納付したものでございます。

次に、歳入の御説明をいたします。366、367ページにお戻りいただきたいと思います。1款の後期高齢者医療保険料につきましては、収入済額が4億8,300万円余ということで、収納率につきましては、現年度分が99.57%、滞納繰越分は26.0%ということで、全体で前年度より0.09ポイント低い98.96%ということでございました。特別徴収、普通徴収の内訳は、そちらに記載のとおりでございます。

次、3款1項2目の保険基盤安定繰入金でございますけれども、こちらは一般会計からの繰り入れで、歳出で説明したとおり同じ額を広域連合へ納付をしております。なお、保険料につきましては、収入した金額を広域連合に納めているわけですけれども、出納整理期間中に収入になったものにつきましては翌年度分として処理しているために、収入と歳出のほうの納付金の額とは多少の食い違いがありますので、御承知ください。以上です。

○委員長 それでは、委員の皆さんから、質疑ございましたらお願いいたします。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 いいですか。それでは自由討議を行います。ありませんか。

討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第7号平成25年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第7号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

ここで10分間休憩をいたします。

午前11時03分 休憩

午前11時13分 再開

○委員長 それでは、休憩を解いて再開いたします。ちょっと部屋の中が臭うっていうようなことがございますので、戸をあけたままで行いますが、よろしく申し上げます。それから、先ほど私のほうで決算の関係で可決というふうに申し上げました。間違っておりますので、議案の第2号、第6号、第7号は認定すべきものというふうに訂正をお願いしたいと思います、おわびを申し上げます。申しわけないです。

### 議案第19号 字の区域の廃止について

○委員長 それでは、続きまして議案第19号字の区域の廃止についてを議題といたします。

○安全・施設整備担当部長 それでは、議案の、ページはないですね。議案集、議案第19号と、それから関係資料集のページ、26、27ページをお開きいただきたいと思います。説明資料のほう、関係資料のほうで、御説明させていただきますのでお願いいたします。

字の区域の廃止についてでございますが、1、提案理由でございます。市営住宅渋沢団地跡地の整備事業の実施に伴いまして、当該事業区域の字の区域を廃止することについて、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

概要でございますが、四角の中に囲ってあります、字別片ほか、全部で12筆でございますけれども、これにつきまして廃止をさせていただきたいというものでございまして、右のページに廃止する区域図が示されておりますので、ごらんいただきたいというふうに思います。

効力の発生でございますが、地方自治法第260条第2項の規定によりまして、告示の日から効力が発生するものでありますので、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○委員長 それでは、委員の皆さんから質疑を受けます。ありませんか。

○森川雄三委員 この大字、小字っていうのはあれ、法律で、例えばつけておこなきゃいけないとか、廃止してもいいとか、そこら辺はどうなんです。全体的に。例えば塩尻市の今現在の住所の、何とか大字何々とか、小字何々とかというような言葉もあるね。この点は、絶対つけておこなきゃいけないっていうこと。その点は、おわかり。

○安全・施設整備担当部長 大字、小字、わかる。小字については廃止することはできます。ちょっと大字については、担当の係長のほうから御説明させていただきます。

○行政係長 大字については、通常の場合は定めておくべきものというふうに認識しております。今回につきましては、小字のみの廃止という議案になっておりますので、お願いいたします。

○森川雄三委員 まあ、直接ね、これには関係ねえけど。大字っていうものは、それじゃ、法律で決まってるわけでもないわけ。法律で決まるとって、大字はつけておこなきゃいけないよと。そこら辺はちょっとわからんね。

○行政係長 申しわけございません。今、法律上、大字をどのように明記すべきかっていうことはちょっと私のほうでは今、手元ではわからないんですけども、自治法の中では、大字、小字の廃止等につきましては、全て議決を経ることということにされておりますし、新設につきましても同様でございます。

○森川雄三委員 ということは、それじゃ、議決すりゃあ、大字も取っちゃっていいっていう意味なのか。ちょっといいです、それじゃ今、答えはいいです。また、ちょっと調べといて、確認してまた報告してください。

○安全・施設整備担当部長 済みません、じゃあそういうことで、もう一度確認をさせていただいて、後で答えをさせていただければと思いますので、よろしくお願い致します。

○柴田博委員 小字、字を廃止した後の住居表示っていうのは、字を取って、字何々を取って、その後の数字はそのままっていうことになるわけですか。

○安全・施設整備担当部長 今回ここを整備するについては、当然、売り渡しをしていくんで、一旦、作業的には字を取らないと合筆ができないんですね。ですから、字を廃止して一旦更地、全部を合筆して、その後、各区分けした街区ごとに分筆をして、それに地番を、新たな地番を落として販売をしていくというような手順になるというふうに思いますが。

○柴田博委員 そうすると、新しく地番を決めるときの、決めた後の措置っていうか、何かそういう表示、こういうふうになりましたっていうのは出されるわけですか。

○安全・施設整備担当部長 特に告示とか、そういう行為はありません。法務局のほうに規定に基づいて登記をされるという段取りになりますが、手順になりますが。

○柴田博委員 はい、わかりました。

○委員長 ほかにございますか。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第19号字の区域の廃止については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第19号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

---

### 議案第20号 塩尻情報プラザの指定管理者の指定について

○委員長 議案第20号塩尻情報プラザの指定管理者の指定についてを議題といたします。説明を求めます。

○情報推進課長 それでは、議案関係資料の28ページをお願いいたします。提案理由ですが、塩尻情報プラザの指定管理者を指定することについて、地方自治法244条2の第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

概要として、塩尻情報プラザの指定管理者に次の者を指定するものです。施設の名称、塩尻情報プラザ。所在地、塩尻市大門八番町1番27号。相手方、埼玉県さいたま市浦和区常盤五丁目8番17号、株式会社NTT東日本一関信越、代表取締役社長笠井澄人。指定の期間は、平成27年4月1日から平成32年3月31日までです。なお、指定管理者の指定については平成17年から始まっておりまして、5年単位で1回目が行われまして、平成22年から2回目、今回は3回目ということでございまして、6月に募集をかけまして1社の応募がございました。7月に指定管理者選定審査会によって候補者と認められております。以上でございます。

○委員長 それでは、委員の皆さん、質疑ございましたらお願いします。よろしいですか。

それでは自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第20号塩尻情報プラザの指定管理者の指定については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第20号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

---

### 議案第23号 平成26年度塩尻市一般会計補正予算（第2号）中 歳入全般、歳出2款総務費、4款衛生費、9款消防費、第2条地方債の補正について

○委員長 議案第23号平成26年度塩尻市一般会計補正予算（第2号）中、歳入全般、歳出2款総務費、4款

衛生費、9款消防費、第2条地方債の補正についてを議題といたします。説明を求めます。

○安全・施設設備担当部長 それでは、補正予算、議案第23号、ページ16、17ページになりますが、お聞きをいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費について御説明をさせていただきます。補正額2,517万2,000円でございます。補正後の額につきましては、18億4,883万5,000円となります。それでは補正の内容について御説明をさせていただきます。説明欄をごらんください。

まず、最初の丸でございますが、一般管理事務諸経費ということで、南木曾町豪雨災害義援金10万円でございます。これにつきましては全協の折にも御説明させていただきましたが、7月9日の災害に伴うもの見舞金ということで、7月18日、市長が現地のほうへ持参しているものでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。なお、現在につきましては、市長交際費のほうから流用させていただいているという状況でございます。以上です。

○人事課長 続きまして、その下の白丸、人事事務諸経費の普通旅費20万円の増額ですが、最初にこの旅費の説明をさせていただきます。通常、職員の出張旅費につきましては各課で予算対応させていただいておりますが、年度途中に発生し、しかも高額で各課の査定済みの予算内では対応できないものがある場合、それらを全庁的にこの人事事務諸経費の予算で対応させていただいております。本年度は少し高額な海外出張等がありまして例年より出費が多く、今後予定されている出張と予算残額を見据えて20万円の増額補正をお願いするものでございます。以上です。

○安全・施設整備担当部長 それでは、庁舎大規模改修事業2,487万2,000円について御説明をさせていただきますが、説明資料をお配りしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○委員長 はい、どうぞ。

○安全・施設整備担当部長 それでは、お願ひをいたします。今回、追加補正をお願いするものにつきましては、改修を進める中で調査を行う中で判明してきたものでございまして、基本的に建築基準法等の法令に基づいて改修が義務づけられるものというものが主なものでございます。まず、具体的に御説明を順次させていただきますが、写真の前にまず、インフレスライド条項に基づきまして工事請負契約の中にうたっておりますが、2月に労務管理費等が7%ほど上がっておりまして、この条項を適用するように協議が行われております。その関係で建築主体工事につきましては4月1日、機械設備工事につきましては4月10日にJVより協議がなされまして、その額が確定してまいりましたのでここで補正をさせていただきたいというものでございまして、建築主体工事につきましては185万7,600円、機械設備工事につきましては194万4,000円、これがインフレスライド条項に基づきます補正をお願いする金額でございます。

次に、工事概要の中で変更をお願いしているものでございますけれども、お配りしました資料の中で写真をごらんいただきたいと思ひますけれども、まず1ページの上と下でございますが、これ、1階の市民課になりますが、補強ブレース、筋交いの大きなもの、これを耐震補強として施工してございます。当初これ、後、塗装等を行っていくという予定でありましたけれども、県のほうからの指導がありまして、このような補強した部材につきましては、基準法に基づいて2時間以上火災に耐えられる処置をするようにということで指導がございまして、設計を委託してある会社のほうといろいろ検討いただく中で、1階の市民課のほうで施工してございますけれども、



耐熱ボードを35ミリの耐熱ボードを巻きたてることによって、2時間以上の耐火基準を満たすということになるということで、このような内容の変更をさせていただきたいというものでございますが、一部、施工手順等もございまして、居ながら工法の中で進めている関係で一部工事を進めさせていただいておりますので、御理解をいただきたいと思っております。全6カ所の補強箇所がございますが、現在1階と2階につきましては既存の契約の金額の中で、追加でこの部分については補正なしで工事を進めさせていただいているということになりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思っております。

次に、めくっていただきまして2ページになりますが、ちょっと写真がわかりにくくて申しわけないんですが、4階、5階とですね、それから地下1階になりますが、この部分、天井を取っ払ったといいますか、撤去したところですね、ブロックが積まれているんですが、そのブロックの状況が非常に悪いと。倒壊の、地震時における倒壊の危険性があるということで、これにつきましても安全を確保するために撤去、改修をさせていただきたいというものでございまして、内容につきましてもそういうことでございまして、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

次に3ページをごらんいただきたいと思っておりますが、これは機械設備の関係になりますが、5階の厨房からですね、外に廃棄するためのダクトになります。これにつきまして、ダクトの一部を撤去して確認したところ、この中がですね、40年以上使っているということで、入り口のところでオイルダンパーが機能してないというようなこともありまして、ダクト内がもう油で、大量の油が付着していたということで、これも火災の原因になるということで、今回、改修をさせていただくというものでございます。約、これは、230万円ほど改修に費用がかかる予定でおります。

次に、めくっていただきまして4ページでございます。これは2階の換気設備ということで上に写真がございまして、これ各階そうでございますけど、これが暖房冷房を行う、この後ろに入っているファンコイルでございます。そのファンコイルの下にですね、下の写真、ごらんいただきたいんですが、大きな穴があいております。これは、外からの外気を室内に取り込んで、室内の空気を一定の基準内に確保するというそういう機能でございまして、全ての事務室、それから会議室等にこういうものがついておるわけでございますけれども、ごらんいただく中で、法律に基づきますと、各階ごとにですね、火災時等があった場合、火が回らないように、または、煙が回らないようにということで、ここが遮断されていなければならないというのが今の基準でございます。それが現在ございませんので、防火ダンパーということでございまして、全庁的に105カ所、ここにそういう、いざ火災等があった場合にはふたが自然とできるような、そういう設備をですね、このファンコイルを撤去した後、そこへつけていきたいというものでございます。ということで、今後その作業が必要になりますので、500万ほどかかりますけれども、これについて補正をお願いしたいというものでございます。

最後になりますけれども、5ページをごらんいただきたいと思っております。これにつきましては、庁舎の北側の西側とですね、東側でございますけれども、連結送水管といいまして、いざ火災があったときに、庁内に消火栓がございまして、外から水をその消火栓に送る設備です。基本的には地下にあります100トンのタンクの中の水をですね、くみ上げて放水をするようになっているんですが、それが不足した場合についてはこれを設置しなければならないということで義務づけられておまして、現在調査をしてある中で、これに耐圧試験をかけたところ、どうも抜けてるということがわかっておまして、どこが抜けているかわかってなかったんですが、掘って

ですね、確認したところ、ジョイント部分ほか、このように摩耗しておるということで、その部分の改修が今回消防のほうと協議する中で必要とされたものでございまして、追加工事をしてまいりたいということで今回補正をさせていただくものでございます。

なお、最終的にですね、全体の工事費等の変更契約、これにつきましては全て見直しする中で、12月の定例会には最終的な工事内容の変更内容も含めて御提示をさせていただいて、お認めいただくような形で資料を提出していきたいというように考えておりますので、このように居ながら工法、随時進めながら改修をしている関係で、一部先行しなければならない部分も出てきておりますけれども、御理解のほどよろしくお願いを申し上げたいと思います。私からは以上でございます。

○**財政課長** それでは、再度、予算書に戻っていただきまして、16、17ページをお願いいたします。5目の財産管理費、備考欄の説明のところでございますが、基金積立金でございます。財政調整基金元金積立金5億3,500万円余でございますが、平成25年度の決算剰余金6億2,900万円余の確定に伴いまして、地方財政法の規定により基金に積み立てるものでございます。また、その下、減債基金元金積立金4,000万円につきましては、市場公募債2億円の満期一括償還に備えまして平成23年度から積み立てを行うものでございます。以上でございます。

○**情報推進課長** 次の7目情報開発費ですが、国から補助金が入るということで財源内訳の変更でございます。システムに関するものですが、社会保障番号制度の関係でございまして、6月に総務省の一次配分があったということで、変更でございます。歳出につきましては、このシステムの対象ですが、26年1月にシステム更新したものに含まれている内容でございます。以上でございます。

○**市民課長** それでは次の10目の生活支援対策費でございますけれども、説明欄のほうの消費・生活支援対策事業の印刷製本費41万5,000円の増額をお願いするものでございます。これにつきましては、特殊詐欺被害防止のためのシールを作製するというので、そのシールにつきましては、電話機などに貼るタイプのものを作製したいというふうに考えております。なお、作製したシールにつきましては、民生委員さんなどの協力をいただきながら市内の高齢者世帯へ配布する予定であります。以上です。

○**税務課長** それでは、2項徴税费2目賦課徴収費でございますけれども、一般財源を393万3,000円減額し、特定財源として同額を増額するものでございます。理由につきましては、先ほど情報開発費で説明がございましたとおり、税関係につきましても国からの補助金が交付されるため、その分について財源補正をいたすものです。以上です。

○**市民課長** その下の3項1目の戸籍住民基本台帳費につきましても、情報開発費、賦課徴収費と同様に国庫補助金の交付によりまして財源内訳を変更するものでございます。以上です。

○**健康づくり課長** ページめくっていただきまして、18、19ページの中段をお願いいたします。2款衛生費1項保健衛生費1目保険衛生総務費の説明欄、病院群輪番制度事業負担金22万円の増額でございますけれども、2次救急医療につきまして、松本広域救急災害医療協議会におきまして救急体制の整備を図っております病院群輪番制事業負担金につきまして、25年度の負担金額が確定したことに伴い補正するものでございます。

○**消防防災課長** それでは、22、23ページをお願いいたします。上から2つ目の9款消防費2目非常備消防費になります。23ページの説明欄、上から3つ目の白丸になりますが、消防団諸経費94万円余の内訳でござ

います。去る7月27日に開催されました長野県ポンプ操法大会に芦ノ田の洗馬分団第5部が出場したことに伴います経費といたしまして食糧費、1つ飛びまして備品購入費、県大会出場ということで大会出場交付金を計上するものでございます。なお、洗馬分団第5部につきましては、出場12チーム中第7位という成績でございました。また、その上から2つ目の黒ポツ、車両修繕料49万円につきましては、4月に発生しました塩尻分団第4部の詰所の火災に伴いまして、車庫内にありました積載車の一部が損傷したため修理をしたものでございまして、全国市有物件災害共済会からの共済金を財源として充てるものでございます。以上でございます。

**○財政課長** それでは歳入の説明をさせていただきますので、10、11ページをお願いいたします。まず、14款国庫支出金でございます。説明欄のほうをお願いいたします。一番上にございます生活保護費負担金75万円でございますが、生活保護費の中で就労自立支援金が創設をされまして7月1日から施行されることに伴いまして、所要額100万円の補正額を今回提案させていただいてますけれども、それに対する4分の3の国庫負担金でございます。

その下でございますが、社会保障・税番号制度システム整備費補助金1,200万円余でございますけれども、マイナンバー制度導入によるシステム改修費に対する国庫補助金でございます。今回の補助金の補正につきましては、内示がございました総務省関係分でございます。対象となる経費は先ほど各課長が財源内訳のところの説明をさせていただいた費目が対象でございます。なお、民生費関係の補助金につきましては、内示があり次第補正をさせていただきたいというふうに考えております。

次の地域少子化対策強化交付金790万円余の減額でございますが、これにつきましては説明欄の一番下にございます労働費県補助金、緊急雇用創出事業補助金（地域人づくり事業）、これとの財源同額の組みかえでございます。26年度当初予算に計上いたしました事業がございまして商工課に所管するわけなんです。子育てしたくなる街環境整備事業という事業がございまして、子育て中の女性が出産あるいは育児がひと段落した後に、就労するために必要な支援を行うというようなことでございまして、当初、国の地域少子化対策交付金、この財源を見込んでおりましたけれども、県との協議の中で緊急雇用創出事業の採択を受け、今回財源の振りかえをさせていただいたものでございます。

次に国庫支出金の最後でございますが、説明欄、農山漁村地域整備交付金224万5,000円でございますけれども、これにつきましては、Fパワープロジェクトに関連をいたしまして、片丘地区の森林路網計画の策定委託料に係る100分の45の補助金でございます。なお、県からも補助金がございます。11ページの説明欄下から2つ目に農山漁村地域整備交付金4万9,000円がございますけれども、こちらの補助率は100分の1となっております。県補助金の中で地域発元気づくり支援金につきましては63万7,000円の補正でございますが、元気づくり支援金の対象として塩尻ワイン大学、これが採択されたことに伴う財源の充当でございます。

失礼をいたしまして、その前の説明を省いてしまいましたけれども、農業費補助金で農作物緊急対策事業補助金129万円余がございますけれども、6月の降ひょうによる農業被害対策ということで、歳出のほうで農作物災害緊急対策事業補助金320万円余の補正がございますけれども、このうち農薬購入の病害虫防除事業259万円、これに対する県の2分の1が採択となったために今回補正をお願いするものでございます。

次のページをお願いいたします。12、13ページでございますが、16款財産収入、説明欄の一番上でござ

いますが、市有地売払収入4,800万円余につきましては、旧職業訓練校跡地1,100平米を五島育英会に売り渡しをいたしまして、6月30日収入があったことによるものでございます。売り渡し金額につきましては4,906万円でございますが、当初予算で100万円を計上してございますので、その差額を補正をさせていただきます。

次、17款寄付金でございますが、500万円でございます。片丘小学校の図書購入のために役立てていただきたいということで、寄付を受けたものでございます。同額を歳出補正額として教育費に計上をさせていただいております。

19款繰越金につきましては、前年度繰越金ということで、先ほども申し上げました決算剰余金6億2,900万円余、この確定に伴いまして、当初予算で3,500万円計上しておりましたので、その差額を補正するものでございます。

20款諸収入でございますが、市有物件共済金41万5,000円につきましては、塩尻分団第4部の消防車両の修繕にかかわります全国市有物件災害共済会からの損害共済金でございます。

最後に市債でございますが、13ページの一番下、合併特例事業債につきましては、先ほども説明ございました庁舎大規模改修にかかわるもの。ページをめくっていただきまして、14、15ページ。15ページの一番上の地方道路等整備事業4,770万円につきましては、勝弦の市道三才山沢線の拡幅改良工事費にかかわるものでございます。

また、その下、公共事業等債につきましては3,100万円余でございますが、ふれあいセンター広丘の整備に関連をいたしまして、市道堅石高出線整備、この補正額にかかわるものでございます。

災害復旧につきましては、単独農業施設災害復旧事業債140万円、それから単独林業施設災害復旧事業債110万円を計上させていただきましたが、いずれも7月31日の豪雨に伴う農林業災害、農林業施設の復旧にかかわる起債の補正でございます。

続いて、5、6ページをお願いいたします。第2表地方債補正につきましては、ただいま説明をいたしましたとおり、合併特例事業債等の起債限度額の増、また下段につきましては地方道路と災害復旧事業債を新たに追加をするものでございます。説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○委員長 それでは委員の皆さんから質疑を受けたいと思います。ありませんか。

○柴田博委員 庁舎の改修の関係で写真を見ながら説明いただいた中で、ブレスのところに耐火ボードを張るとのことだったんですけれども、既設の壁とか柱とかそういう部分については規制は何もないのでしょうか。

○安全・施設整備担当部長 既設のものについては特に指導はございません。今回、県のほうから建築基準法に基づいて建築許可を取ってじゃなくて、あくまでも建築物の耐震改修の促進に関する法律、これに基づく認定申請をして認定を受けるんで、改修する部分についてのみそういう指導が入ってきているのが現状でありますし、実際、こういうようなフレームとかそういうものは、この庁舎ありませんので、鉄筋の中に周りを囲ってありますし、特に今のところそういう必要はないというように、ほかのものはそういう必要はないというように考えております。

○柴田博委員 例えば間仕切りの壁なんかでも、コンクリートできっちりやっているとところもあるし、そうじゃなくて簡易的にボード等でやっているとところもあると思うんですが、そういうところは当然、例えばこのブレスに、

火事になってブレスのところに火が直接当たるような場合で考えれば、当然だめなところがあると思うんだけど、そういうところは法律上は問題ないから今回はやらないという、それだけの話ってということですか。

○安全・施設整備担当部長 ちょっと説明が至らなかったかもしれませんが、あくまでも今回、耐火、2時間耐火に耐えられるような補強をしなきゃいけないというのは、この建物を支えている部分の柱とか梁とか、こういう部分でございまして、その部分については耐火に耐えられるものをほかの部分に使っているという判断で今回施工したもののみをこういうような耐火構造に追加で工事をする必要が出てきたということでもありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長 ほかにございませうか。

○山口恵子委員 消費者生活の特殊詐欺の件ですけれども、県内、全国的にどんどんその状況が広がって、手を打っても打っても次から次へと出てくるような状況なんですけれども、市のほうでは消費者生活センターが設置されて啓発活動など、どんどん専門的な方も入り頑張っていると思ひますけれども、出前講座の状況とかその辺はどうでしょうか。

○市民課長 本年の4月から消費者生活センターという看板を掲げてやっております。相談につきましては、窓口、電話等の件数でいきますと、昨年の同期と比べますと今1.7倍くらいの件数を受けております。また、出前講座のほうもですね、各地区にお願ひをしまして、今のところは昨年度の1.5倍くらいの回数を開催する予定で進んでおります。以上です。

○委員長 よろしいです。

○山口恵子委員 はい。

○委員長 いいですか。ほかにございませうか。

なければ質疑は終わります、自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第23号平成26年度塩尻市一般会計補正予算（第2号）について当委員会に付託された部分について、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第23号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

これで、午後1時再開としたいと思ひますので、これで1時まで休会といたします。

それで、午後1時から請願が2本ありますので、請願者の説明員が見えられるということでございますので、最初に請願第1号、2号を午後1時からやって、その後、残りの議案の第24号、第26号を行いたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。それでは、午後1時まで休会といたします。

午前11時55分 休憩

---

午後1時00分 再開

## 請願9月第1号 「手話言語法」制定を求める意見書に関する請願

○委員長 それでは、休憩を解いて再開いたします。午前中にも申し上げましたように、請願が2件ございまして、説明者、請願関係者からの説明者が来られておりますので、これから説明させていただきたいと思います。請願9月第1号「手話言語法」制定を求める意見書に関する請願が出されておりますので、請願者のほうから説明を受けたいと思います。よろしくお願いいたします。

○請願説明員 塩尻市聴覚障害者協会会長の森下と申します。よろしくお願いいたします。きょうは大切な時間をお借りして説明させていただく場を設けていただき、本当にありがとうございました。

私は生まれつき全く耳が聞こえません。ろう者です。3歳のときにろう学校に入り、親元を離れて寄宿舎で生活を長い間してまいりました。皆さん、ろう学校では手話で勉強をしているっていうふうにおられますよね。それは違います。先生が話すときの口の形を見て内容を読み取る方法で勉強をしましたが、内容を理解することはなかなかできませんでした。例えば、たまごとか、たばこのように口の形が似ている言葉がたくさんあるので、口の形だけでは読み間違ふことが多いのです。ろう学校では日本語の読み書きを学びましたけれど、実際は文章力がつかないまま卒業してしまいました。卒業した後、ろう者の先輩から手話を学び、手話を使って深い内容の話もできるようになりました。ろう学校では、手話と日本語の両方で学ぶことができるようになればいいと願っています。

私、小さい時から家族との会話は手話ではなくて口の形を読み取ったり、身振りを使ったりで、深い内容は理解できませんでした。家族も私のために手話を覚える機会もないまま、きてしまいました。ことし、父が亡くなりましたが、9月に亡くなりましたが、介護の際になかなかお互いの思いが通じず、もし手話で会話ができたらもっとスムーズに気持ちが通じたらよかったなあと残念です。日常生活においてもいろいろ不便を感じています。例えばテレビのニュースや緊急速報の際は字幕が出てきますが、手話通訳はついていません。字幕が出てても内容を理解できないろう者もたくさんいます。ぜひ、大切な情報を伝える場合は手話通訳をつけてほしいと思っています。また、公的な場所、例えば市役所とか、学校、病院、警察などでは、いつでも手話通訳をつけてほしいと思います。ろう者にとっては手話で情報が保障されることが大切です。

また、国民の皆様に手話に対する理解を広めていただきたいと思います。ろう者にとっては手話はですね、皆さんにとっての日本語と同じように大切な言語なんです。手話を獲得、習得やまた、手話を使うに当たってさまざまな事柄を定め、手話に関するいろいろな施策を進めていくためには、手話言語法の制定が必要であると考えています。

この請願ですが、私たちの仲間が今全国各地で進めており、県内でも9月議会で多くの市町村で請願書を提出しています。ぜひ塩尻市議会でもこの請願の趣旨を御理解いただき、意見書を提出していただきますようお願い申し上げます。きょうは聞いていただいてありがとうございました。ぜひ、よろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございました。事前に文書表が配付されておりますので、朗読は省きたいですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 それでは、委員より質問、御意見ございましたら、お願いいたします。

○副委員長 御苦労さまでございます。『手話でG o !』という、これを見させていただいているんですけど

も、その中にですね、手話法による情報保障、手話に対する正しい知識の啓発を行わなければならないという法律がないというような形の中で、障害者の総合支援法、手話通訳を派遣できる範囲を市町村の判断に任せているというようなことになっているわけですが、これを仮にやったときにはですね、どのくらいの費用がかかるのか、まあ、なかなか難しいかもしれませんけれども、そこら辺がわかったら教えてもらえないかなと思います。

**○請願説明員** 御質問いただきましてありがとうございます。その予算の見積もりについてはまだわかりません。手話言語法については国で定めていますので、予算についても国で考えた上で、それとともに委員会に私たちの全国組織である全日本ろうあ連盟の理事なんかもかかわって決めていくと思いますので。私たちにはちょっとまだ、その辺ははっきりとわかりませんのでお答えできませんが、もしわかりましたら、また改めてお伝えしたいと思います。よろしくお願いします。

**○副委員長** ありがとうございます。

**○委員長** ほかにございますか。

**○柴田博委員** 私もこのパンフレットを読まさせていただいたわけですが、手話が言語として認められて法律ができるということになったときに、その法律の中身はどういうものを規定するような中身なのか、もし、わかる範囲でお答えいただければありがたいんですけども。

**○請願説明員** 今まだ全日本ろうあ連盟で、どういったことが内容として必要か、いろいろな条件についてはこれから話し合われていくという。全国各地で今、市町村で要求を出して、その後、本格的に進められていくということですので、まず市町村からのそういった声がなければ、法律制定に取りかかるということもまた始まらないわけで、内容の詳しい内容、例えば裁判についてのとか、教育現場ですとか、コミュニケーションの場とか、いろいろなところに手話通訳がどのような形で行くことが必要かということは、これから議論になっていくと思いますので、今まだはっきりとお答えはできません。実際に法律を制定するということになれば、そのあたりが詳しく論議されていくと思います。いまのところはパンフレットに載っているあたりの内容です。

**○柴田博委員** ありがとうございます。

**○委員長** ほかにございますか。よろしいですか。

**○山口恵子委員** もしこの法律が通って制定された場合にですね、手話を必要とする機会がかなりふえてくると思いますので、手話通訳者の育成も今後必要になってくるとは思いますが、現在の手話通訳者の数は実際に足りているのか、現在でもまだまだ不足なのかその辺、状況がわかりましたらお聞きしたいと思います。

**○請願説明員** 済みません、全国ですか。全国で見たとき、全国的に見てもまだまだ手話通訳者は足りない状況です。手話通訳者と手話通訳士というのは、少し資格のレベルが違います。全国的な資格としては手話通訳士ですけれども、まだまだ人数は足りない状況です。試験がなかなか難しく合格者が少ないです。手話通訳者は県内で認められた資格なんですけれども、手話通訳者の数もまだまだ足りません。もし手話言語法が制定されれば、そのあたり、皆さんの意識も変わって手話通訳者もふえていくのではないかとこのように期待しております。そうならば、手話通訳者の養成のほうを頑張っていきたいと思っています。

**○委員長** ほかにございますか。

**○青柳充茂委員** 今までね、2006年に国連総会でこういう条約が採択されて以降、日本国内では2011年に改正障害者基本法ですか、に少しこういう規定が盛り込まれたというだけで、まだなかなかこの手話言語法の

制定が具体的に手がつけられていないということだと思いますけれども、このような請願を届けることによって手話言語法の制定が具体的に開始された暁には、こういった森下さんのような聴覚障害者の皆さんとか協会の皆さんは、どのような形で法律の制定に参加されたいとお考えでいるのか、お聞かせください。

**○請願説明員** 今までは、例えば車椅子の方、それから目の見えない方の場合、福祉施策が進んできましたけれども、ろう者の場合、なかなか福祉の施策が進んでいっていません。もし手話言語法が認められれば、手話通訳者もふえて、ろう者が一人で悩まず、いろいろな場到手話通訳者がいればコミュニケーションがスムーズにできますし、一番困るのは災害が起こったときとか、情報がないために困るわけです。手話通訳者がふえれば、すぐに情報がもらえて聞こえる人と同じように対応できる、また文章力とか、そういったマナーについての知識もふやすことができるということで、ろう者は期待しています。今は他の障害者と離れてろう者だけ情報が入らない状況でなかなか社会参加ができない。それが、社会参加ができるようになると思っています。今、テレビのニュースなどで手話通訳がついているのは本当に少ないです。それがいつでも手話通訳がついて画面についていれば、私たちのそういった知識、情報もふえますし、そういったことも必要だと考えています。

**○委員長** ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、これより自由討議を行います。ありませんか。

討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○委員長** それでは、請願9月第1号「手話言語法」制定を求める意見書に関する請願については、採択するというところでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○委員長** 異議なしと認め、全員一致をもちまして、請願9月第1号については採択することに決しました。

それでは、意見書案がありましたらお配りください。

事務局でちょっと朗読をお願いいたします。

**○庶務係長** それでは、手話言語法制定を求める意見書（案）ということで案文を朗読させていただきます。

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語です。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきました。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史がありました。

2006年12月に障害者権利条約が国連総会において採択されましたが、第2条で手話は言語であることが明記され、手話は国際的に認知されました。2009年に政府は内閣府に障がい者制度改革推進本部を設置し、2014年1月に障害者権利条約を批准しました。

その間、障害者権利条約の批准に向けて政府は国内法の整備を進め、2011年8月に成立した改正障害者基本法では、「全ての障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められています。

また、同法第22条では、国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等



な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考えます。

よって、長野県塩尻市議会は、政府と国会が下記事項を講ずるよう強く求めるものであります。

記。

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定すること。以上です。

○委員長 委員の皆さん、意見ありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、意見書の字句の訂正及び取り扱いについては正副委員長に御一任願いたいですが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、そのように決定をいたしました。どうも大変御苦労さまでした。ありがとうございました。ちょっとしばらくお待ちください。

---

**請願9月第2号 集団的自衛権容認の閣議決定を撤回し、閣議決定にもとづく法整備等を行わないよう関係機関に意見書を提出することを求める請願**

○委員長 それでは、もう1件、請願が当委員会に付託されております。請願9月第2号集団的自衛権容認の閣議決定を撤回し、閣議決定にもとづく法整備等を行わないよう関係機関に意見書を提出することを求める請願についてを審査いたします。これも説明者、請願者から説明者がおいでになられておりますので、説明を求めます。小澤さん。

○請願説明員 よろしく申し上げます。贛川在住の小澤彰一と言います。昨年、憲法96条を遵守せよという請願でお世話になりました。それからことしの6月議会におきまして、集団的自衛権の行使容認に反対する意見書を上げてほしいという意見を請願として出させていただきました。残念ながら採択するには至りませんでしたけれども、それと同様の趣旨でこのような意見書を上げてほしいという請願のお願いに上がりました。

集団的自衛権は憲法9条の解釈を著しく変えるものであると、歴代の政権が解釈してきたものと著しく違うということで、私ども請願しておりますので、その趣旨はここで説明しませんが、それに基づいて法整備がこれから行われるということで、集団的自衛権の閣議決定を撤回すると同時に法整備を行わないようにという趣旨でございます。

実は7月1日の閣議決定以前に、長野県内では35の自治体が意見書を採択しています。それ以降に須坂市及び小川村が採択をし、全部で37の自治体がこの反対する意見書をですね、上げて決議していただいております。さらに北海道などでは五十数自治体がこの意見書を上げ、全国では200近くの自治体がこの意見書を採択しているという状況にあります。私、いろいろなところでこういう説明をしたり、演説をしたり、街頭宣伝などをする際にですね、特に年配の方、85歳、終戦当時15歳から18歳くらいの方ですね、そういう多感な時代を迎え



るときに厳格に二重にも三重にも歯どめのかけられた閣議決定の内容になっているというふうに理解をしております。それと、あともう1点、参議院の予算委員会の法制局長官の答弁を見ましても、今回の閣議決定は憲法改正によらなければできないことを解釈の変更で行うという意味での、いわゆる解釈変更には当たらないというふうに明確に法制局長官がお答えになっていますので、今回のこの請願は、実際に閣議決定された内容とはちょっと捉え方が違うのではないかなというふうに感じております。

○委員長 ほかにございますか。今の部分っていうのは、小澤さん、あれですかね。どんなふうに考えているか。

○請願説明員 今の御質問に対してですが、歴代の内閣の見解及び内閣法制局の見解は、集団的自衛権というのは憲法9条に反するから、これは最小限の自衛行為に当たらないという解釈をずっと続けてきた。安倍政権のもとで法制局長が変えられ、このような法制局長の見解が出ているということだろうと思います。先ほど申し上げたとおりです。

それから、集団的自衛権というちょっと一般的に理解されにくい言葉なんですけれども、これは、論拠は国連憲章というものがあります。1945年につくられたものですが、1947年に施行された日本国憲法というのは、さらにそれを厳密に国際平和のために使おうということです。ここに条文がありますけれども、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては永久にこれを放棄すると。これは内閣が今まで行ってきた解釈のとおりだと思います。これを尊重してほしいという趣旨であります。

ですから、これがもし行使された場合には、NATO軍や、あるいは先ほど申し上げた韓国軍のように悲惨な結果になってしまう。後方支援と言ってイラク戦争やアフガン戦争に参戦した、参加した、そういう軍隊が何千人もの犠牲者を出しているという、そういう事態になっているわけです。日本は、日本の自衛官は一人も殺されることもなく殺すこともなく日本に帰国しているのは、これは9条の解釈のとおりだというふうに考えております。以上です。

○委員長 ほかにございますか。

もう1つ、安倍さんは、集団的自衛権を行使すれば抑止力が高まって、より日本は安全になるんだというような説明もしておりますけど、この辺については、小澤さんはどんなふうに考えていますか。

○請願説明員 戦争をするときに武力をもって相手に威嚇するというのは、相手にこちらを攻めるという口実を与えるとことになると思うんです。湯川さんという方が先日、イスラム国ですか。あちらのほうで拉致をされてですね、大変危険な目に現在も遭っているわけですけど、彼が大変危険な状況にあるのは、彼が武器を持っていたということですね。つまり、銃なり、あるいは銃剣なり、そういうようなものを手にしている場合、これは戦闘員であると認知されるということですね。これは国レベルで考えても、武力を持ってそして戦闘に参加する人間は、戦闘に参加してるんだ、この紛争に参加してるんだというふうに認定されますので、その自衛官なり、あるいは湯川さんなりという方だけの問題ではなくて、日本の国全体がそういう態度、姿勢をとっているのだ、方針をとっているのだということになりますので、大変危険なことになってしまう。ですから、私は安倍さんの言っている抑止力というのは、むしろ日本の国を危険な状態に陥れることになるのではないかなというふうに考えております。

○委員長 ほかにございますか。

それでは、質疑を打ち切りまして、これより自由討議を行います。ありませんか。

○柴田博委員 先ほど山口委員がおっしゃったことなんですけれども、憲法9条の範囲内だというふうにおっしゃいましたけれども、今まで請願者の説明にもありましたが、戦場には行かない、武力行使はしない、その2つの歯どめがあったから、実際に自衛隊員は一人も死んでいないし、一人も殺していないということがあるわけです。そういう事実がある、そういう中で、憲法9条の範囲内だというのはどうしても理解できないんですが、そのことについて安倍首相も絶対に戦闘地域には行かないとか、武力行使はしないとかっていうことは、しないというふうに言明は全然してないんですよね。そういうふうになる場合もあるというような形で表明をしているわけですので、先ほど言ったような形で、新3要件があるから範囲が狭められているからってというのは、私は全然間違った議論だというふうに思うんですが、もしその辺、意見があったら言ってください。

○山口恵子委員 今回のですね、閣議決定の内容で、まずその武力行使の目的がですね、先ほど説明の中にも、他国の戦争に対し日本も参加して協力しているようなことになり兼ねないという御心配がありまして、本当にそういうふうになってはいけないというふうに私も思っております。今回の閣議決定のあくまでも武力行使の目的というのは、他国を守るための武力行使ではなく、やはり自国防衛、日本の国を守らなければいけない状況になったときには、やはり政府の責任として自国防衛のために行うということが厳格に示されておりますので、そういう理解の上で判断をしていくことがいいかと思えます。

○柴田博委員 言ってることと違うよ。

○委員長 ほかにございますか。幾らか何か言ってもらわなきゃ、あれだけど。

○中原輝明委員 じゃあ、ちょっといいかな。簡単に言うけども、俺は、この前、不採択にしたが、意思是全然変わらねぞ。不採択、それだけ。

○委員長 ほかにございますか。

○森川雄三委員 私も6月のときにもね、前の機密法の場面でも反対をさせていただいたけれども、今回も反対。いずれにしてもですね、安保条約があって、今までアメリカの傘の中にね、のほほんとして平和を保ってこれた日本、これがね、やはり今の世界グローバル化の中で、ある程度、抑止力を持った形も持たないと。今後、日本という国がね、本当にずっと存続できるか。私はそっちの方が心配で反対をさせていただいておりますので、今回に関しては不採択としたいと思えます。今回も不採択とさせていただきたいと思えます。

○副委員長 私も今の御意見と同じなんですけども、私もまあ、そんなにこういう法律的なことが詳しいわけではないんですが、やはり戦後ですね、日本の国が平和であったということは、確かに憲法9条のこともあったと思えます。しかしながら、それが全てではないと思うんですよね。というのは、何と言っても日米安保条約のもとですね、やっぱり同盟によりまして抑止力があったということによって日本も守られてきたというようなことは、絶対そういうことも大きな原因ではなかったかと、そんなふう思うわけでございまして。特に最近、中国がですね、意外と、意外とじゃなくて、もう圧倒的に武力に物を言わせて他国を牛耳っていこうという姿勢がどんどんどんどん見えてくるわけですので、やっぱり外交をもとにしてですね、1国だけが、外交で果たしてそういう国をうまく一緒にやっていけるのかというようなことを考えたときに、やっぱり大きな疑問があるわけでございまして、私は、やっぱり同じような考えを持った国がみんな力で力を合わせてお互いにやっぱりやってかないと、これからは難しいんじゃないかと、こういうことで、私も今回のこの意見書を提出する請願には反対をさせてい

ただきたいと、こんなふうに思います。

○委員長 ほかに、塩原さんは、いいですか。

○塩原政治委員 はい、この前のおりです。

○委員長 ほかにございませんか。それでは、討論を行います。ありませんか。

それでは、採択、不採択の両方の意見が出されておりますので、採決は挙手にて行います。なお、挙手しない委員においては、不採択とみなします。それでは、請願9月第2号集团的自衛権行使容認の閣議決定を撤回し、閣議決定に基づく法整備等を行わないよう関係機関に意見書を提出することを求める請願について、賛成の方の委員の挙手をお願いします。採択に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

〔「挙手少数」〕

○委員長 挙手少数です。よって、当委員会の審査結果は不採択ということに決し、請願9月第2号については不採択とすることに決しました。大変御苦労さまでした。

---

#### 議案第24号 平成26年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

○委員長 次に進みます。議案第24号平成26年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。説明を求めます。

○市民課長 それでは、議案第24号の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明をいたしますが、別冊の議案第24号の補正予算つづりをお願いいたします。別冊の議案第24号補正予算の1ページですけれども、第1条でございますけれども、今回の国保特別会計の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれに1億9,204万8,000円を追加いたしまして、予算の総額を76億1,684万8,000円とするものでございます。

特別会計につきましては歳入から説明をさせていただきますので、この別冊の7、8ページをお願いいたします。7ページですけれども、4款1項1目の療養給付費等交付金でございますけれども、これは退職療養給付費等の交付金が、前年度に概算交付されたものが翌年度精算交付になるというものでございまして、過年度分としまして327万2,000円を増額するというものでございます。

次に8款1項1目の利子及び配当金でございますけれども、これは歳出のほうでお願いします基金の積み立てをいたしました後の利子収入を見込みまして、32万4,000円を増額するものでございます。

次に10款1項2目のその他繰越金につきましては、お認めいただきました平成25年度の決算によります繰越金が確定しましたので、当初予算との差額を増額をさせていただくものでございます。

次のページ、9、10ページが歳出でございます。歳出の9款1項1目の財政調整基金積立金につきましては、増額の補正をしました前年度の繰越金から11款の諸支出金を除きました1億4,169万9,000円を財政調整基金の元金として積み立てさせていただきたいというものと、歳入で見込みました利子分の32万4,000円を基金に改めて積むものでございます。

それから11款1項3目の償還金ですけれども、前年度の療養給付費交付金の精算によるもので、5,002万5,000円を増額をしたいというものでございます。補正予算の説明は以上です。

○委員長 ありがとうございます。それでは委員の皆さんから質疑を受けたいと思います。ありますか。

よろしいでしょうか。それでは質疑を打ち切り、自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第24号平成26年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第24号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

---

### 議案第26号 平成26年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

○委員長 議案第26号平成26年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。説明を求めます。

○市民課長 それでは、議案第26号平成26年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について御説明をいたします。別冊の補正予算書の1ページをお願いいたします。

1ページの第1条にございますけれども、今回の補正予算は、歳入歳出それぞれに95万8,000円を追加し、予算の総額を6億7,800万3,000円とするものでございます。こちらも歳入から説明をさせていただきますので、7、8ページをごらんください。

歳入につきましては、4款1項1目の繰越金、これも平成25年度の会計決算によりまして翌年度への繰越金が確定しましたので、当初予算で見込みました金額との差額95万8,000円を増額するものでございます。

次のページ、9、10ページが歳出でございます。2款1項1目の広域連合納付金、これにつきましては保険料等徴収納付金を57万4,000円増額するというもので、決算のときにもちょっと説明しましたけれども、これは出納整理期間中に収入になりました保険料を後期高齢者医療広域連合へ納付するというものでございます。

次に3款1項1目の保険料還付金ですけれども、38万4,000円の増額ですが、これは25年度の決算で、保険料の還付未済ってということで記載をしておりました金額につきまして、今年度分として還付をするために、38万4,000円を増額させてもらうというものでございます。説明は以上です。

○委員長 ありがとうございます。それでは委員の皆さん、質疑を行います。意見ありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第26号平成26年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第26号については全員一致をもって可決すべきものと決しました。

○安全・施設整備担当部長 先ほど森川委員のほうから御質問いただいておりますので、お答えしたいと思いますのですが、係長のほうからお答えします。

○行政係長 先ほどの字の廃止に係る御質問の件でございますが、自治法上は、字に関して廃止、新設と定めておりまして、大字、小字っていうふうには書いていないんですけども、字と言ったときには、大字も小字も含まれます。そしてですね、それで、法律上ではですね、大字の廃止についても新設についても可能ということになっております。ただ、現実的には住民生活に密接にかかわる部分でございますので、通常、何かしら市町村合併ですとか、そういった理由がない限りは、廃止するってことは通常はあり得ないと。

それとあと、大字、小字の設置根拠につきましては、自治法の制定以前から、古くから地名を表示する単位として現在も用いられているということになっておりまして、地方自治法上、字について明確な規定はない、ありません。なので、置かなければいけないという規定もないというような状況になっております。よろしく願いいたします。

○委員長 いいですか。

---

#### 閉会中の継続審査申し出

○総務部長 ありがとうございます。本委員会が所管しております協働企画部、市民環境事業部、総務部ともにですね、それぞれ重要案件を抱えております。そのため閉会中におきましても随時、協議会等開催のお願いする場合がございますので、よろしく願いいたします。以上です。

○委員長 ただいま、継続審査の申し出がりましたが、これについて御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、そのように議長に申し出をいたします。

以上で当委員会に付託された案件の審査は終了いたしました。なお、当委員会の審査結果、報告書及び委員長報告及び意見書の案文については、委員長に御一任願いたい、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、そのようにいたします。理事者から挨拶があればお願いいたします。

---

#### 理事者挨拶

○副市長 2日間にわたりまして、大変熱心に御審査をいただきまして、提出を申しあげました全ての議案に対してお認めをいただきました。大変ありがとうございます。

○委員長 以上で9月定例会総務環境委員会を閉会といたします。

午後1時50分 閉会

平成26年9月8日（月）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

総務環境委員会委員長 古畑 秀夫 印